

昭和三十三年三月十五日(木曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事 秋山 利恭君 理事 小山 長規君

理事 山口 長治郎君 理事 丹羽 兵助君

理事 山中 貞則君 理事 足鹿 覺君

理事 石田 有全君 理事 片島 港君

安倍 晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 網島 正興君

寺島 隆太郎君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋 堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 総君 中澤 茂一君

植崎 弥之助君 西宮 弘君

安井 吉典君 湯山 勇君

玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 森 茂雄君

農林事務官 保坂 信男君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

農林事務官 佐藤 松壽郎君

委員玉置一徳君辭任につき、その補
欠として片山哲君が議長の指名で委員
に選任された。

三月十四日

北見管林局寮の土地を元所有者に優
先払下げの請願(永井勝次郎君紹介)

(第三二七号)

臨時肥料需給安定法等の廃止反対に
関する請願外二件(草野一郎平君紹

介)(等二四三三号)

同外一件(草野一郎平君紹介)(第二

四二二号)

同(提議次郎君紹介)(第二四九二号)

同(草野一郎平君紹介)(第二六四三

号)

昭和三十三年産でん葉生産者価格改

定に関する請願(本名武君紹介)(第

二四三八号)

酪農の窮状打開に関する請願外二百

五十四件(嶋田宗一君紹介)(第二四

九一号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫

補助率引上げに関する請願(二階堂

進君紹介)(第二五〇二号)

造林事業補助率引上げ等に関する

請願(二階堂進君紹介)(第二五〇四

号)

鹿屋市上抜川町、有武町間の国有林

道開設に関する請願(二階堂進君紹

介)(第二五〇五号)

農地及び農業用施設災害復旧費補助

金の年度内交付に関する請願(二階

堂進君紹介)(第二五〇六号)

農地法の一部改正に関する請願(二

階堂進君紹介)(第二五〇七号)

三月十五日

第一類第八号

てん葉振興に関する請願(島本虎三
君紹介)(第二六七〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

畜産物の価格安定等に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

九三三号)

競馬法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一〇四号)

○野原委員長 これより会議を開きま

す。

この際お諮りいたします。

目下大蔵委員会において審査中の関

税定率法及び関税暫定措置法の一部を

改正する法律案について、大蔵委員会

に連合審査会開会の申し入れを行ない

たいと存じますが、御異議ありません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さように決しました。

なお、連合審査会を開会いたします

場合の日時等につきましては、大蔵委

員長と協議の上、追って公報をもって

お知らせいたします。

○野原委員長 競馬法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

昨日に引き続き、参考人として日本

中央競馬会常務理事石川武平君、同古

木隆藏君が出席されております。

○玉置委員 私は、地方競馬の存否を

いかにすべきかという問題に焦点をし

ばりまして、若干重複するかと思いま

すが、質疑をいたしたいと思います。

それでは質疑を続行いたします。玉
置一徳君。

○玉置委員 私は、地方競馬の存否を

いかにすべきかという問題に焦点をし

ばりまして、若干重複するかと思いま

すが、質疑をいたしたいと思います。

競馬が開催されましてから相当な日

時がたっておりまして、その間、軍事

目的その他、いろいろな目的の重点の

変遷があったわけでありまして、一般

にいわれておりますように、この種の

かけごとはなるべく廃止されることを

希望されておられるわけでありませ

れども、今もってこれを続けていく理由と

いうことにつきます。政府当局の御

答弁をいただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 競馬は、御承知の

通り、近代競馬として発展して参った

のは、世界的にいって三百年、日本に

輸入されてからも百年の歴史があるわ

けであります。外国の例におきまして

も、また日本の事例におきまして、

馬の愛好者が互いに自分の育てた馬の

能力あるいは競技技術を競うために発

展してきたわけでありまして。馬は、世

界においても、またわが国において

も、農業生産あるいは運搬機関とし

て、生産上重要な役割を占めて参りま

したし、現在といえども、農業生産上

重要な役割を占めておられるわけあり

ます。これらの馬の能力を向上し、かつ

その能力を競い合うという点から、生

産あるいは生活と切っても切り離せない

歴史と、農村においては年間延べ四

て、農業あるいは畜産と本能的に密接
な関係があるわけでありまして。そうい
う発達と、また現状におきましても、
そういう祭典競馬的な意味におきまし

て、生産と祭りといえますか、そうい

う意味において深い根を根ざしてお

るわけでありまして。また、ほかの競技と

比べまして、そういう意味におきまし

て能力を競い合うという点において

違った点があるわけでありまして。ただ

投票方法等におきまして、現在ほかの

競技と統一しておる関係上、また施行

の方法あるいは関係者が個人的な立場

でいろいろ操作する面もありまして不

健全をいわれる点もあるわけでありま

す。そういう意味からいまして競馬

の存在意義というものは、農業生産、

娯楽、畜産振興と重要な関係もありま

して、深く国民の生活に根ざして参っ

ておるものでありますから、かりに取

消上馬投票券を発売するにいたしま

しても、その弊害を是正されればいい

娯楽だと考えまして、存続させて参り

たいと考えるわけでありまして。

○玉置委員 そこで、馬事振興に今

もって非常に効果がある、畜産奨励に

大いに役立っております、こういうお話で

すが、中央競馬会の取得金の中で馬事

振興に直接お使いになつておる費用は

幾らであつて、具体的にどういうこと

をやつておるか。私なんかが見ており

ますと、これは中央競馬会運営の費用

がほとんどであつて、馬事振興とい

うものは微々たるものであると思ひ

ますが、その御説明をいただきたい。

○森(茂)政府委員 お話のように、日

本中央競馬会法の二十条との関連目的から、競馬会は馬事振興等に余裕があればできるだけその関係の方を助成していくという面から、中央競馬会は暦年の会計を立てておき、三十六年におきましては、種付所の設置、あるいは登録事業の協会の補助、あるいは競走馬を育成する費用、あるいは日本馬術連盟に関する補助、装蹄関係に関する補助等、年間約四千八百五十万円を支出したわけであります。その他畜産の共進会等について一部助成をいたしておる次第であります。

○玉置委員 そこで局長の言われました、ギャンブルとしての弊害は努めて少なくしながら畜産振興に役立てさせるということですが、努めて少なくするというにはどういう手を打っておいてなるのですか。

○森(茂)政府委員 やはり競走馬に關しまして能力等を観衆が判定いたしまして、そして勝馬投票券を買っていただくという、騎手、馬丁、その他厩舎関係等において、非常にまれな例の場合に不正行為が行なわれる、また販売方法等におきましても、相当施設が充実にしておきませんと、環境上非常に都合な事態が出る、そういうような関係、また非常にフロック的なことが多の場合に観衆がそれに誘導される、環境等におきまして昨日ものみ屋の問題がございましたが、そういう投票券だけの問題から、これは金銭に關係する問題なので、非常に弊害が出る。そういう確定につきまして不正が行なわれないように、能力のある馬がそのコンディションにおいて最高な能力を発揮していく、そういう意味におきまして確率も科学的に考えられるわけであ

りますが、非科学的なものが出る場合を極力少なくして参ろうというわけであり、ときには薬剤、興奮剤等事件が過去においてまれにあったこととあり、われわれとしてはそういう点が正されたい、ほんとうにその日のコンディションでその最高の能力を発揮していくということになりますと、全くいわゆるかけ、かけと言いますけれども、蓋然性による確率というものが非常に公正化されていく、そういう意味において普通のかけと全く違わぬわけであり、そういう意味において弊害を正していけば、単なる、かけということではなくて、自分が馬とともに走るスポーツということに発展していつて、現在でも中央競馬等においては、そういう意味で楽しまれていると思ひます。

○玉置委員 そこで馬事振興には農業の機械化その他がどんどん進んでおる今日、そう大した役割はないと思ひますが、それがあつたと思ひます。今日、片一方では郊外の空氣の澄んだレクリエーションの場として、あるいは歴史的に見ても世界的に見ても、これは必要だというお話であり、そのかわりに弊害を努めて除去するようによつていくのだというのが御説明の趣旨だと思ひます。思ひ切つてそういう弊害の除去に力を尽くしていただくかと思ひますが、その二つの目的から考え合わせまして、しばしば本委員会でも問題になりました場外馬券というものは、全くこの範疇から離れてしまふのじゃないか、こういう問題はなるほど協会の売り上げには相当大きな影響を持つように統計では出ておりますけれども、先ほどのそ

ういふ論点からすれば、やはりすみやかに廃止すべきが当然だと思ひますが、お答えをお願いしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 現在の場外馬券の発売個所が非常に雑踏を來たして、かつその付近が非常に風紀的によくないという実情におきまして、私どももいたしましては、もつと明るい楽しみ場所にならなければ、これはお話の通り廃止すべきだと考えまして、収益等を考えまして、かりに収益は落ちようとも、健全娯樂の發展のために非常に必要な雑踏がきつめて目立つという点では、ある意味では風紀上なりいろいろな雑踏なり交通上なりあるいは犯罪のなり、非常に弊害が見られるので、警察当局等も重大な関心を持つてゐるのでございまして、そういうことが割に少ない方法でできなければ、これは思ひ切つて廃止するということが、かえつて競馬等の田園風景を樂しむという意味が出てきて、社会の非難も場外馬券だけで相当違つておるといふ実情でございまして、私どもとしても収益の問題以上に、はかりにかけても、場合によつては収益に影響しても、そういう考えでいきたいと思ひます。

○玉置委員 私たち、競輪に比べましてまあまあと思はれる競馬の問題につきましても、どう見てもいただきかねるのは場外馬券の問題です。理論的にはどうしてもそこまでののがほんとうじゃないか。この問題につきまして一つ農林当局として十分にお考えをいたしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 お話の通り、市町村の競馬の開催は現行競馬法の政府原案のときも、当初は掲げておられなかつたわけでございまして。ただ非常に戦後市を中心として打撃を受けておりましたので、戦災復興上追加されたものであります。それがさらに後年におきまして、町村にも及び、地方競馬場を生んだわけであります。現状におきましては、自治省ともいろいろ相談いたしましての結果、特にまた答申等で書いてあります通り、競馬の収益をもつて地方の財政がそれに依存するんだという考え方になつては大へんなのであります。そういう意味におきまして、また極端な言葉で言いかえましますと、著しく災害を受けた市町村が、災害というだけで、その収益を現在も独占しておる。そういう点からも、公平観からいつても適當でない。そういう意味において、一つ段階の高い地方公共団体に上げて、そして必要なら市町村に與その他社会福祉関係等に、県会の議を経て各市町村への公平なる配分をはかるのが一番適當ではないかと考えたわけでありまして。

○玉置委員 そこで地方競馬の在來のあれは、畜産振興というよりも地方自治体の財政収入を主としてやつておつたと思ひます。従つてこの財政収入の面を見ましても、私は、昭和三十四年

しかありませんでしたが、市の財政報告を見てみたところ、総計収入が百六十九億円、支出が百六十七億円、差引二億円の利益になっております。六十九億ありまして総利益二億円のうち五十万円以下が三十二市で約五〇パーセントにあつた。五十万から百万までが六市で一〇%、百万から二百万が十二市で二〇%、これで八〇%でありまして。残り五千万から一億円というところが東京、川崎の二市であります。その他はぐつと小さくなつております。従つて思つておるほど――戦災の直後のあのレクリエーションの場があまりなかつた時代はこれで収入はあつたのだと思ひますが、だんだん減つておるといふことも事實だと思ひます。従つて財政の増加を期待しておつた市町村も、大した効果がないんじゃないか、こう思ふんですが、最近の統計でもほぼ同様な傾向をたどつておるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 今お話の地方競馬益金の地方財政に対する寄与の程度でございまして、現在では一般的にその割合がほんの一部の、一、二の市町村を除いては、平均的にいつてきわめて低いわけにございまして。お話のように基準財政需要額に對して、都道府県に於てはわずかに〇・三三%、指定市町村に於ては六・八%にすぎないわけでありまして。そういう意味におきまして、われわれといたしましては、むしろ一般財政というよりも、地方競馬はそれに密接に關係のある地方競馬自身が生まれつてきた畜産關係あるいは一般社会公益事業等に配分をしていくのが適當だと考えております。

○玉置委員　そこで地方競馬全国協会というものを作って、それでも地方にある程度分ける、そして地方の馬事振興に寄与する、こういうお話ですが、いずれも収入の多いとみなされるのは、あるいは全国地方競馬協会に金を持つていかなければいかぬと思われるのは、東京、川崎、名古屋、大阪というような主として大都市なんです。そこでは馬事振興といったって、馬はあまりおらないところじゃないか。これはもう完全に違う目的のものの方が勝っておるんじゃないか、こういうわざるを得ないと思うんですが、いかがですか。

○森(茂)政府委員　お話の通りであります。現在の使途の重要なものは、学校建築あるいは公会堂その他土木関係事業であります。われわれといたしましては、そういう大都市に関する畜産振興に対する施設がいろいろ問題になっております。たとえば冷蔵庫の処置あるいは市場問題等、広く農村関係における畜産関係に関する流通関係について非常に財政処置と関係した問題でございますので、今後はできるだけそれらの大都市町村と申しますか、大都市原につきましてそういう方面に充てていただいて、ひいては一般の流通関係を合理化していただいたい、こういうふうになります。第一に畜産振興という面で、都会にも広くいって農村に非常に重要な関係のある畜産振興もあるということを考えております。

○玉置委員　先ほどお答えのありましたレクリエーションの場という問題につきましても、こういう非常に売上金の多い数カ所を除きましては、いずれも大した設備じゃないということも私

たち存じておるわけです。そういうような意味におきましても地方競馬の、市町村が大した収益もないというので、案外スムーズに都道府県移管ができれば、少々のあれはあるでしょうけれども、というふうなときにわざわざ地方競馬の移管をするよりはむしろ特殊な、将来とも施設その他を改善し得るような場所だけは選択して残してあげて、その他の大した売り上げの利益金の見込まれないような場所はいろいろな目的を変えてみたところで事実上大した収入源がないわけなんです。そうするといろいろなこれに伴う弊害とかあるいはなかなか人間わざでやってみても弊害の除去というのは完全にはできないわけじゃないです。いろいろな問題が起こつておるのも、きょうまでの歴史で十分わかつておるわけでありまして、せっかく開催いたしておりまして、一つの事故が起これば、わずかに五十万以下ぐらいのなにか多いのです。ほとんど地方自治体のやうていう意味がなくなるのではないかと、いうように思ふのです。従つて特殊なこの目的に合うような形にいくところは存続するような形を示していいと思ふのですが、その他の大部分は、大した収益源もないわけ、これからますますそういう傾向が顕著になってくるのではないかと、かように思われるにつかましても、今度の改正案は思ひ切つてそこまでお置きなされた方がよかつたのではないかと思ひますが、農林当局のこれに対するお考えをいただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員　お話のような考え方が、大勢的なことだわらない立場に立ちますと、そういうわけになるわけ

あります。ただ、それぞれ市町村におきましても考え方が、全体百三十五のうちのいろいろばらばらな考え方がございまして、最大公約数四十年の三月三十一日になつたわけでありまして、じやその後はどうするかということにつきましまして、もしも些少な都道府県でやられまして、ほかの方に分け得るものならば、大体現在八八％は都道府県の職員あるいは都道府県に委託して実行している現況にかんがみまして、むしろ財政上特別の事由があつても、話し合ひで都道府県がある程度見てやる、ほかの市町村よりもそういうことで都道府県がやつていくということになると思ひます。

○玉置委員　そこで、こういうような改正にはなつておりますけれども、農林当局としては、どちらにしても、林当局として、売上金の収益金が少なければ、ここに美辭麗句を並べた目的を書いてみたところで、そこに社会福祉というものをつけ加えてみたところで、ほとんどできないというところも事実なんです。そうすると、そういうことは、つまり目的に書いたようなことが事実上行ない得ないような可能性の多いところは、自分で廃止をしていくことを期待されるのかどうか、こういうことにつきまして一つ……

○森(茂)政府委員　これはあくまでも公共団体の問題でございまして、私もどもいたしましては、あなたの言われるような観点ではありますけれども、相手方の意思もございまして、四十一年前といへども、そういうお話がございまして、お話のよう処理して参りたいと思ひます。

○玉置委員　また、そういう意図に基

づきまして、ここ数年のうちに廃止をしようと思ふようなところは、やはり廃止に伴う相当な費用が要すると思ひます。そういうことにつきまして、これは自治省の関係になると思ひますけれども、何らか財政的な措置をしていける用意があるかどうか、あるいはそれに対して農林当局としては自治省その他大蔵省等と御相談される用意をお持ちになるかどうかということにつきましまして伺ひたい。

○森(茂)政府委員　そういう場合に、お話し合ひにしましても、一番焦点になるのは、それに関する職員の問題、それら等は今後開催する関係方面に吸収する、それが安定つきますれば、地方競馬の大部分は、施設は今後その場所を開催して貸貸関係で利用していくか、それではなければ利用できないような施設関係につきましては、相当いい場所になつておるわけでありまして、従来廃止したところもございまして、それ等の財産力、かつそれ等の施設は、従来の控除率で充てていくわけでございます。そのために、一時にその地価、土地というものが重要な位置になつておりますものから、過去においてはそのような問題は起こつておりません。自治体自身で大体職員等を解決する。もしもそういうえらい何かしなればならぬ事態になりますれば、これは別問題でございまして、大勢としてそういう事態でないものから、特にそういう規定はございせんが、もしもそういう問題になりますれば、われわれ行政官庁として、できるだけの処理はいたしたいと思ひます。

○玉置委員　もう一点であります、私はそういうような観点から見て参り

ますと、今あらためて地方競馬全国協会というのですか、というものを設置されましていろいろと諸般の統括業務を見たいというところになるわけですが、けれども、こういう存在をこしらえること自体が、また機関としては減ることをおそれると思ひますので、自発的にやめたいと思ふなを妨げる機運を作るのじやないかということをおそれるのですが、そういうことはいかと思ひますか。

○森(茂)政府委員　現在では、全国施行者協議会という小さな任意協議会があるのをごさいます。ただ自然発生的に関東地方におきましては関東の競馬の組合があつて、各県におきましても自治法によりまして一部事務組合があるわけのございまして、これはやはり開催等いろいろな点で、全国のこの協会が掲げておられます一部のものについては、現在そういうことで非常に経費の面から見て、それからレースの運営等から見て、適当である、こういうこととで、自然発生的になつておるわけでありまして、ただ、自然発生的になつておりますが、やはり公正問題が非常に大きな問題になつておるもので、こういう特殊機関をもつてある支配力に支配されないように、公正に行なわれるようにやつて参りたい。こういうことで、無理してこういうことを作るといふわけじやなく、やはり自然発生的にそういう面もありまして、これを十分活用していく、従つて現在そういう関係に従事している方々は全国協会に当然同じ任務で移行されるということとで、競馬公正の点について、関係者は張り切つております。

○玉置委員　私は自然発生的に相互の

連絡その他の調整をされる組合はそのままでいいと思うのです。わざわざ法制的にこういうことを定めた組合を作ると、まさにやめようと思っておる全国的な不振の地方競馬の中で、わざわざそういうおもやをまた大きくこれから振興するような組織を作るといふこと自体に問題があるということをし述べておるのです。そこで売り上げが六千万円ですか、以上のところから地方競馬全国協会に持ってくるようになっておりますが、そういうことを期待でき得る地方競馬場というのは幾らほどあるのです。

○森(茂)政府委員 大都會を中心として十二であります。

○玉置委員 全部で幾らあるうちの十二ですか。

○森(茂)政府委員 三十八競馬場のうち十二であります。

○玉置委員 わざわざこういうものを作ったのだいて、十二のものがよいけない話なんで、十二のものが出し合って三十八に配るといふことになるのですか。

○森(茂)政府委員 騎手、調教師、審判員その他の養成、免許等をやることを統一してやりまして、公正な競馬の運営に資するわけでございますが、そういうことで、せっかくもう一方、今お話の一回開催金額六千万円以上のものについて〇・四%からスライディングで一%までの交付金を吸い上げること、二つの問題がありますので、二つの機能を合わせて特殊機関として設立しようというわけでございます。

○玉置委員 今までの質問で、競馬の開催目的が徐々に変わってきておる。従って馬事振興というものについても

十分お考え願わなければならぬけれども、一般のレクリエーションという問題が相当重要なウエートを占めてきておる。従ってこれについて将来どういうように競馬場を整備していきになるのか。そういう整備の足らない地方競馬場というのはのくくらいあって、どういうところまで持っていくかと思っておるが、その財源はどこだということに、一つお見通しをお答えいただきたいと思います。

○森(茂)政府委員 やはり競馬場の整備は売り上げのうちの経費の方で充当していく。大体現在、その十二の競馬場等について言いますれば、八、九分通りは充実にしておりますが、非常に観衆がふえて参っております。なお雑踏にならぬように、かつ衛生上あるいは休憩所その他レクリエーション施設等を充実して参る点におきまして、府県の開催における経費の面から充当して参るようになさると思ひます。

○玉置委員 そうしますとレクリエーションの場としても必要だ、従ってこういうことの整備充実をこれから心得ていくということになるわけですが、先ほど申しましたように公認のかけごとの場である。そういう性質を持つておる。公認のギャンブルですから、場外馬券を廃止するといふようなことにつきましては十分一つお考えをいただきたいということ、地方競馬のあり方として一つの大きな柱であった財政収入は、先ほど統計で申し上げました通り、五〇%以下は三十四年度のあれで見ますとわずかに五十万円以下である。ものすごい収益を上げておるのは大都市のみであつて、馬事振興といふような意味のなかに、地域的に

はほとんど抜けてしまふのではないかと、いふことも考えられますので、そういうところの施設はますます充実されなければならない。一般の不振の地方競馬を都道府県に移してみたところで不振は同じであります。いかに名目につけな目的を掲げてみても、それは実現不可能である。従ってこういうところの廃止されることを期待する方がよいのじゃないかというように質疑をいたしましたところが、お考え方としては大体私の考えておる通りであるという御表明をいただきましたので、一つそういう方向に向かって十分のお手配をいただくことを希望いたします、私の質疑を終わりたいと存じます。

○中澤委員 関連して。いろいろまだ重大な問題があとに残つておるが、それはまた大臣が来てから総括締めくくりに大臣に伺うことにして、厩舎制度といふものが一体今のままでいいのかどうか。きのう稲富君が若干触れましたが、厩舎制度そのものを一体どうするか。これは畜産局長とそれから競馬会の方々は、私の見るところでは、非常にレクリエーション的に国民のあれとしてけっこうなことだ、現在の社会ではそういうふうにも考えられる。その中で縁の下の力持ちといふか、厩舎制度そのものに抜本的なメスを入れたい、これは非常にその問題が将来大きく発展するのではないかと。特に昨午だか、一日国営競馬を延期したのですが、これは厩舎制度の封建性の中に問題がある。それを近代的競馬にするためにはどうするかということ、競馬会の参考人の皆さんなり、局長はどう考えるか、それを一つ。

○石川参考人 ただいまお話のありました厩舎制度の問題につきましては、お述べになりました通り、旧時代的なものと、ある面においては近代的なものとの二つに分けておる。総体的に申し上げますれば、きわめて古い面がまだたくさん残つておるということでございます。この問題をすっきりさせるということが、お話の通り競馬の公正な開催ということに直接つながる問題でありますので、私もいろいろ問題でありますが、私どももいたしましてこの問題に力をおこしております。しかしながら、お述べになりました通り、きわめて複雑な、また長い沿革を持つており、因襲とでもいふべきものも多々あると思ひます。

○森(茂)政府委員 今まで相当投票方面についての御意見がございましたが、中央競馬等を監督して参る行政庁といたしましては、現在の厩舎あるいはその長であります調教師、特に馬丁との関係につきましては、慣習法的な面、あるいは賞金等につきましても歩合制がありまして、進上金が馬丁に五%というふうな慣習的な面もございまして、それと契約関係とが、近代的な法律関係で見ますと複雑怪奇な状況になつておるわけでありまして。怪奇と申しますとちょっと言い過ぎかもしれませんが、法律的に見ますと、この前の中山大障害の一日繰り延べというふうな問題等につきまして、労使双方の交渉におきまして使用者側が使用者側の立場で活動できない、常に中央競馬会の財源等も考えての自主的な行動ができないという点に大きな関心を持つておるわけでありまして。その意味におきまして、これは早く思い切つて関係の意見——あるいは必要であれば臨時的にでも協議会等も設けて、現在の労働法関係と経済関係とが一致して直ちに適用できるような関係に至る急確立する必要があると存する次第であります。

○中澤委員 結局、このごろは監視制度がきびしくなつたから、国営には少なくとも八百長というものは大体ないと思ひます。しかし、私も競馬が好きだから、地方競馬はあまり行きませんが、国営競馬に行きますけれども、地方競馬においては今の制度の中からいつてまだ相当八百長のものが出て

いますので、一つ長い目でござらんいただきますして、さよう御了承いただきますと思ひます。

○森(茂)政府委員 今まで相当投票方面についての御意見がございましたが、中央競馬等を監督して参る行政庁といたしましては、現在の厩舎あるいはその長であります調教師、特に馬丁との関係につきましては、慣習法的な面、あるいは賞金等につきましても歩合制がありまして、進上金が馬丁に五%というふうな慣習的な面もございまして、それと契約関係とが、近代的な法律関係で見ますと複雑怪奇な状況になつておるわけでありまして。怪奇と申しますとちょっと言い過ぎかもしれませんが、法律的に見ますと、この前の中山大障害の一日繰り延べというふうな問題等につきまして、労使双方の交渉におきまして使用者側が使用者側の立場で活動できない、常に中央競馬会の財源等も考えての自主的な行動ができないという点に大きな関心を持つておるわけでありまして。その意味におきまして、これは早く思い切つて関係の意見——あるいは必要であれば臨時的にでも協議会等も設けて、現在の労働法関係と経済関係とが一致して直ちに適用できるような関係に至る急確立する必要があると存する次第であります。

○中澤委員 結局、このごろは監視制度がきびしくなつたから、国営には少なくとも八百長というものは大体ないと思ひます。しかし、私も競馬が好きだから、地方競馬はあまり行きませんが、国営競馬に行きますけれども、地方競馬においては今の制度の中からいつてまだ相当八百長のものが出て

サラブレッドは馬の最高の芸術品であるという言葉もあるくらいでありますけれども、そういう芸術品を作り上げる調教師なりあるいはこれに愛情を注いで持たせる馬丁の労働、これは理屈

と申しますか、そういうもので割り切ることが非常にむずかしいという点があると思うのであります。これは単なる一例でありますが、とにかくこのような開教師と置かれておる馬丁といふ

ものの関係を、やはりそういう関係に
おいて問題をすつきりしていくという
面がどうしても必要だというふうに考
えておるわけでありまして、これを抜

本能的に片づけるには、いろいろな意見もあると思うのでありますけれども、実情に即しました考え方に立って、地に合った措置を講じて参りたいことを日ごろ念頭いたしております。

○中澤委員 愛情とかそういうことはあるでしょう、特殊技能、技術者というか、そういうことは確かにある。あるが、それはもう過去のもですよ。

そういうことを今お考えになっておること自体が、ほんとうにこれを明朗化する基本的な考え方がないことを現わしている。愛情でつながっておる面を否定するわけじゃないが、その、う

ものでつながっておるから、今の体制で雇用関係さえあればいいじゃないかという考え方ではこれはどうにもならぬ。やはり根本的に公営を馬丁ま

で貰くべきだ。そうかといって、馬主にも好き好きがあって、おれは保田厩舎がいい、おれは尾形厩舎がいいといつて馬主はみんな好き好きでもってるのです。その点厩舎の寺株技術と

第二として、とにかく今の賞金制度で

一貫してまかなっていくこの考え方は改めなければいかぬと思う。だから賞金制度でまかなうという考え方の上に立てば、今の封建性というものは絶対にくずれない。そこで私は公営化の趣旨をもっと貫かなければいかぬという考え方なんです。だから場合によれば、調教師と馬主との雇用関係なんかあること自体、公営化の線を貫くこととはおかしいと思う。調教師は一定の免許試験を国がやるべきであって、国が免許を与えてそして調教師というものは、競馬会との関係においての関係で、馬主というものは学校でいけばむしろ小使のようなもので、国がある程度見ていくべきだ。それは競馬会との雇用関係で見えていくべきである。競馬会はいやだ、いやだといっておるわけですが、それで今言うような関係で、雇用関係や資金支払いさえ適当にやればいいじゃないかという考え方が出てくる。競馬会に根本的な考え方をあれしるというたつて無理なんだから、競馬会は競馬会で、競馬会対騎手、調教師、厩舎——これは因襲があるから競馬会も手を入れたらいいから競馬会に入らない。だからやはり行政官庁が相当強腰で、競馬会が抵抗してもこういう方向で貫くという考え方でないことこれは私は改善できないと思うのです。だから、今の賞金制度そのものでどの程度までいくか。現在は御承知のように頭から下まで、馬主ですと賞金制度でいく。それではやはりこの制度自体の明朗化ということはある得ないと私は見ているのであります。だから昭和二十九年でしたか、稲富君が親方になって、その前にいろいろ聞

題があつて、馬主、騎手からわれわれ社会党がうんと陳情を受けたわけですから、そこで、これではあまりひどいじゃないかということでは実は労働組合を作ったことがある、騎手、馬主その他、ぜひ出てくれといつて私も発会式の稲富君と出たことがある。実際の連中の話を聞いてみるとそれはひどいのです。だから、そういうものを公営の線で明朗化するということなら、もう少し根本的に考えを改めなければ明朗化されないと思う。今後この事態をこのままほうっておいたら、私は公営競馬の開催に大きな支障が出てくると思うのです。それは期日をきめた開催日から連中が一週間ストライキでもやれば、それで完全に一週間の競馬というものはできなくなるのですからね。だから、それには競馬法改正とからんで速急にメスを入れなければだめだ。そういう事態が出てきますよ。この前は一日くらいで話がまとまっていたけれども、ああいふ身分の不安定な状態においては、今後は一週間なら一週間の長期ストをやるという態勢も出てくると思う。だからそういう点については根本的にやるという考え方があのかないのか。今具体的にどうするといふことは、これは競馬会と当局もよく話し合いすればいいことですが、根本的にこの封建性にメスを入れて、完全な公営化の明朗な体制にするという御意志が畜産局長にあるのかないのか、これを一つ明らかにしていただきたい。

○森(茂)政府委員 いろいろな関係がありまして、あなたの言われた一つのことにつきましても、かりにそういう結論を得た場合におきましても、それを実施するにはやはり十分な了解と納得とを得つて実行して参らなければならぬ結論というか、実施がむずかしいのじゃないか。やはり御警告の通り大きなレースをねらつてそういう行動が行なわれることは予測されます。われわれといたしまして、そういうものがないように決意はありますが、なるかならないかは皆様方の御納得と御協力によるものと思うのです。

○中澤委員 畜産振興へ益金を使うというところでこの前の競馬法改正のときにも附帯決議までつけてだいた議論したわけですが、私はもちろん益金を畜産振興に使うということ自体はいいと思うのです。しかしあれだけの膨大な益金を出すなら、まず施設の改善も大事でしょう、施設も近代化していかなければいかぬが、この封建性の中へ益金をスズメの涙ほど入れてやることによつて公営化の線が貫けるのです。そういう面において、調教師や馬主、騎手の生活安定というものを飼育の責任においてある程度見ていくのだという体制の中から益金をさくなら、私はその方がよほど効果があると思うのです。あの人たちはああいふ不安定な身分状態に置いて、まごまごすれば、ヨタ馬を預かっておれば一銭も収入がないというような状態に置いて、益金だけは畜産振興の方に回すのだといつてもそれでちょっと納得しかねるのです。事実あの内幕をわれわれ知つてゐる者の立場からすれば、だからそういう点においては、ほんとうにこの競馬法の改正をやるなら、もっと競馬法改正の中で公営化の線を馬主まで貫いていく、こういう態度で法改正に臨むべきだと思ふ。これはあなたも就任したばかりであり、競馬法を知らぬから、あなたにあまり詰めてもしようがないのですが、そういう点をいま一度速急に再検討してもらわなければいかぬ。この前の競馬法改正のときにも利害関係者の馬主を排除するというものでない議論をしてやつたところが、今度みんな変名を使つておる、あれから以後は。たとえば河野一郎さんは馬を持っておる。しかし馬主は河野一郎とは書いてない。かかあの名前にしたり人の名前を借りたり、みんな変名を使つて登録をしてゐるのです。これだつて私はおかしいと思うのです。あの競馬法改正の当時の議論は、要するに、結局利害関係がある者はこの際排除しなければいかぬという議論なんです。それでは馬主というものは、利害関係のある者はもう一切オミットしなければいかぬというところで、そういう者の登録は許さないという議論だったのです。ところがその後見ると、持ち馬も、だれが持つておるといふのは、裏はみんなわかっているわけですが、ところが表は河野一郎という名前は馬主には出ておられません。そういうような何か間の非常に割り切れないものがあるのです。だからこの前問題になったような、日本で初めての言葉が出るわけです。雌の種馬だつてあるのだ、そういうことをやつて外貨違反をやつて河野氏が競馬輸入をした、これはこの前農林委員会で大問題になった。(大臣を呼んでくれればいいじゃないか)と呼ぶ者あり)総括にはまた大臣に聞かなければならぬと思うが、大体そういう馬主自体の中から不明朗な体制がある。だからそういうものに一つ根本的にメスを入れて、しかも馬主なんとい

うものの中には不良馬主もおるが、大體金があつて道楽にやつてゐる馬主が多いのですから、そういうものはいいとしても、いま少し——何かわれわれにわからないものもやしたものの、私の言つてゐる厩舎制度以外にも、いずれこの法案が上るときは大臣も出てくるだろうから、まだ問題点の重大な点、質問事項は残つておるわけなんです。あなたや競馬会に聞いても、あなた方自体がわからぬのだから、ちつともわけがわからぬのです。だから、そういう点において厩舎制度というものを公営化の線を貫いて、今の賞金制度で全部未端までまかなうという制度は再考慮する。そこによく検討のメスを加えないとちつとも明朗化の形になつてこないと思ふ。だからそういう点について根本的に——今のあなたの答弁は、何も競馬会に気がおする必要はないのです、監督官庁だから。そのためにあなた方は国家権力を背景に持つておるのだから、競馬会なんか少々過去の因襲にとらわれて、いや何だかんだと言つても、そんなことはだめだ、これはどこまでも公営化を貫くのだ、だから監督官庁の言うことを聞けというだけの決意が畜産局長にあるかないかを一つ答弁しておいてもらえばいいのであつて、ただ競馬会の意見を聞く——聞くのは否定すのじゃない。聞くのはいいのです。基本的な態度としてはこの不明朗なものを一挙にメスを加えてやるのだという腹がまえを持たなければ、とてもこれは手が入りません。だから、そういう決意をあなたに聞きたい。相談するのはいいが、やります、少なくとも近いうちにこの厩舎制度に根本的なメスを加えま

じゃないですか。一二％くらいならけつこう楽しめるのです。しかも、昭和二十三年ころでありますか、このころは四十四億圓をこそこだったか、もうすでに四百億にもなんなんとする。十倍にもなる。そんなにふえたのです。が、それでは諸掛りが全部その割でふえたかという、そうはなつておらぬ。売り上げが多くなればなるほどふえない。何でもそうですが、昔から薄利除率を少し下げるといふような考えをお持ちになつたことはないですか。あなたも見に行かれるそうだが、当たるか当たらぬかは聞いみないけれども、非常に控除率が多いということになると、身上をつぶしてでも大きなのにかねなければいかぬということになるのです。二五％なんというのは、戦前から見て高いとお思ひになりませんか。

○森(公)政府委員 お話の通り、戦前の過去の例を見ますれば、最高三五％までになつたこともありませうけれども、それはほんの一時でございまして、一五から一八、最近では二五ということであります。控除率の問題も、公営競技調査会等でいろいろ論議になつてしまつたが、結論といたしましては、控除率の引き下げは、かえつてかけの奨励になるのではないかということが、有力な結論になつたわけでありませう。私どもとしましては、娯楽の面等を考えますれば、控除率の問題は必ずしも安いというふうには考へておりませう。外国の例を見ましても、英國においては一一％、フランス等においては

一四%、米國でも一五%で、高い例はデンマークの三六%とソ連、スエーデンの三〇%という現状であります。それからいいにしても、非常に発達しておりますところは、割に収益は少ななくとも、努力して生産振興に回している現状でございますが、一応大方の方々の御意見の結論といたしましては、もっと控除率を減らして、そして払い戻し金をふやすという意見よりも、むしろ控除率は現状でいく方がいい、控除率を減らすのはかけの奨励になるのではないかとということが、その結論であつたわけでございます。

○片島委員 それは逆じゃないでしょうか。フアンは控除率が高くても行くのですよ。どうしても行かずにはおれないから行くわけです。行けば、どうしても高いのにかけないともらうのが少ない。当たるも八卦当たらぬも八卦少ない。こういうことで行く。ところが、控除率を下げれば、その分がみな払い戻しされるわけです。そうすると、率が安くてもけっこう楽しめる。そうでしょう。一二%と二五%では一三%より低い返ってくるわけですからね。そういうことが、調査会で出ておりますか。

○森（公）政府委員 この問題は非常に議論の分かれるところでございまして、そういう結果として率を幾らというふうな結論を——引き下げ論もありましたし、現状論もあって、私は大勢を申し上げたので、あなたのような御意見も私聞いておりました、全然適当でないというふうには私自身は考えておりませんが、結論としては、現在大勢として、控除率の問題については、現状にとどめるということでありまし

たので、こういうふうにしたわけであります。

○片島委員 開催回数の問題も、これは大臣にお伺いしたいのですが、大臣がそういうことにきめておれば、そうなると思うのですが、年四回と主文で書いておつて、やれない場合には、ほかの競馬場でふやしてやつてよろしいとただし書きがついている。しかも、ただし書きの「天災地変その他やむを得ない事由」というのは、天災地変またはそれに類したようなことでないでしょうか。その他の理由というのは、あらゆる理屈をつけてやつていいのでしょうか。それとも新潟とか宮崎あたりは、やるつもりがあつて、何かその他のやむを得ない事情があるのですか。

○森（三）政府委員 経済的にもあるいは開催場のことからいっても、相当無理をしてやらなければとてもできないという場合でございまして、お話の通り天災その他の事由とありますので、都合によりとこのと全く違うわけではございません。

○片島委員 それでは、ただし書きにわざわざ天災地変ということを書かぬでもいいわけですか。やむを得ない理由があつた場合には、とこう書いておけばいい。天災地変その他というのは、先に大きな例示を置いて、これに類した、これに似たり寄つたりの理由といふことに解釈しなければ、わざわざ天災地変ということを書く必要はないんじゃないですか。

○森（三）政府委員 天災地変は、非常にひどい例でございまして、その他やむを得ないというのは、少なくともそれに準じた意味合いからやむを得ない

といふ、常識的な、国語的に判断をせざるを得ないと思います。

○片島委員 前は、一、二月と七、八月休みがあったわけですね。最近は何がら年じゅうやっているわけですか。それでファンも奔命に疲れるわけですね。行かなければいいじゃないかといわれても、なければ行かぬけれども、あれば行く。なければほつとするのですよ。あれば行かなければならぬから疲れるのですよ。馬も大へんでしょうし、人間も大へんですし、財布も大へんです。それを金もうけて、国庫納付金で大蔵省に金を納めたりなんかせんからぬ。きのう、委員会じゃ言えぬから、役員の手当など、こそつとほかのことに聞いたのです。そういうことは、数が知れているからいいですね。でも、あそこであんなにかせいで納める、そんな義理はあなたたちにはないはずですよ。もつとファンのことも考えないと大へんですよ。こういうことをやるとえてして八百長も起こりがちになるのですね。ですからやはり一、二月とか七、八月かせがなければいかぬ、かせがなければいかぬといつてかせぐ必要はないのですから、百分の十、それからあと剰余金の半分を出せばいいわけなんです。少なければ出さぬでもいい、なかつたときは出さぬでもいい。これはもつと回数を制限する考えはないのですか。

○森（茂）政府委員 答申の趣旨としても、現状以上にふやさない、ということとは少なくとも現状か、現状以下にするということでありますので、私どもといたしましては、権力健全な運営をはかつて、そして娯楽面では楽しめる競馬に持っていきたいと思ひます。そ

ういう意味において、疲れ切つちやつたり金がなくなつちやつたりというところにならないように、開催回数というものには適正にきめて参りたいと思つてゐるわけであります。

○片島委員　その他の事由なんというところでへ理屈をつけて広く解釈をしないでほしい。もう宮崎や新潟は中央競馬はやらぬのですからね。あれは取り消すということになると、回数がふやせないものだから、肩がわりに——ちゃんと中央競馬場として指定してやつて、やらぬことは初めからわかつておる。初めからやらぬことはわかつておつて、その分をまたやる。その分をこつちでやるという。こちらだけで、府中や中山でやつておるのです。ああいうのを取り消せばその他の事由がなくなるし、そういうところはないうことになる。回数を減らそうと思うなら、ああいうのはもう中央競馬で取り消せばいいのです。どうですか。

○森茂政府委員　きょうの御意見も伺いまして、現在育成場には使つておりますが、御意見も伺いまして、できるだけ施設がある以上やつて参りたいものと存するわけでございます。どうしても、地元の方でもやらない方がいいというふうな御意見でありますれば、そういうふうな扱いにいたしたい、こう考へております。

○片島委員　それから、これは参考人の方にも聞きたいのですが、競馬ファンをどういうふうに考へておられるのか。私はいいところに行つても、少し早目に行けば、いいところにすわれます。しかし大へんなことでしよう。それが何億という剰余金もありしておりますが、

さっぱりファンに対するサービスというものが考えられておられぬ。最近中山は、不十分であるけれどもトーライザールなんかつけてやっている。府中の方はまだ施工中とか何とか聞きました。が、しかも中山だつて非常に不十分だ。一般のファンはもう一日じゅうスタンドで立ち見をしておる。それはまだ立ち見でもいいのですが、それがダービーとか天皇賞とか何とかいうことになったらこれは大へんなことで、馬券を買って中に入つておつたつて、背の高いのが前におつたら、うしろの者は何も見えやせぬ。人の背中を見ておるだけだ。何億も金をもうけておつてから、ファンのことを考えなければ——馬主や何か、まあ馬主というのは知れておる。ですから、さつき中澤君が言いましたように、あれは道楽で飼つておる者も相当おられますから、馬主は、それで一もうけしてやろうと思ふのはあまりない。大事なのは数百億円出しておるファンです。相撲を見に行つたつて、そんなところないですよ。ああいう人の背中を見ておつて金を出すなんていう競技は、私はいまだかつて見たことがない。こういう設備の点でファンのことをもう少しこれは真剣に考えられなければならぬと思ふのです。どうですか。ファンが大事なんです。ほかの、あそこに行かない、ファンでない国民は、そんなものは関係ないから何とも考えてはおりません。

〇石川参考人 ファンのサービスと申しますか、そういうような点についてただいまだんだんお話をありました。現在の、年々々回数を追うことに増加してくるファンについては、現在までのところ極力施設等を拡充いたしまして私どももやつて参つたのであります。が、今やそれもまた飽和状態に達しておる。普通の日ならばともかくとして、大レースのある日等においては、お話の通り非常な混雑をいたしておるのであります。私どもの方はまことに申しわけないと思つておるのであります。したが、ただこの問題も、今後いろいろ競馬法の改正等もありまして、今後の問題としてはどうなるかということも多少変わつてくるかと思ひますけれども、こういう状態の中で上昇線をたどつて参りますと、競馬場全体の規模と申しますか、ただ特別席をのぼすとか、窓口を二十か三十分ふやすとかいうようなごく簡単な手段では参らない。もちろん、先ほどお述べになりましたトーライザールの設備とか、そういう点は東京においても実施の運びに至つておりますが、そういう機械化というやうなものも考え、かつ競馬場自体の全体としての規模を大きくするということも問題について考えなければならぬ。いゝ処理できないということ、これはまた非常な努力を払つておるわけでありまして、何せ、御承知のごとく、土地の獲得というやうな問題につきましてもなかなかの隘路もありますし、決して弁解を申すわけではありませんが、今後大切なお客様に対するサービスを徹底いたしていくということについては、これは私どもの使命でありまして、常日ごろそのような考え方で努力をいたしておりますので、さきう御了承いただきたいと思ひます。

〇片島委員 いろいろの理屈は前から聞きましたけれども、私は、競馬はファンのためにあるものだと思うのです。馬主のためじゃないし、自動車や飛行機より速い馬を作つていうわけではなから、あれはファンを楽しませるためです。だから、ファンを一番最初に考えなければいかぬ。金を出しているのはファンです。あなたたちをまかすておるのもファンです。これは監督官庁としても少し真剣に考えて下さい。

運営審議会の名簿を出していただきたいと思うのですが、運営審議会の委員になつておる人の前歴を調べて——運営審議会というものは、一年に何回くらい開いて、どういふことをやつておりますか。

〇石川参考人 運営審議会は、競馬運営の基本的事項、重要な事項について審議をせられることになつておる。して、理事長の諮問によつてやるということでありまして、事業計画あるいは予算、それから決算、これは大体年間定例二回であります。そのほかに重要な事項が起りました場合にはそのつど開催いたしております。現在三回ないし四回程度開催いたしております。

〇片島委員 二回くらい形式的に開くならばどうでもいいですが、しかし、基本方針をここで決定するといふなら——ここに法律では、委員は馬主、馬の生産者、調教師及び騎手代表、最後に学識経験者となつておりますが、それは馬主の利害関係者といふものは一人出してもいいでしょう。馬の生産者もそれはいいだろうと思ひますが、ファンの代表が入つておりますか。ファンが数百億円金を出しているんだから……金を出す代表は出さぬでおいて、自分たちの古手官僚やそんな者ばかりが学識経験者でござると思つて、畜産局長なんかやつた者ばかりおつたのではたまらぬですよ。それよりも詳しい、畜産局長よりもっと競馬のことには詳しい熱心なファンがたゝさんおられますよ、競馬狂といふものもあるんです。やはりファンの代表をおるんではいけないと思ふ。これをこの中に入れるべきだと思ふ。これは大臣が代表といふものを任命すると思ふのですが、畜産局長どうですか。

〇森茂政府委員 広い意味で新聞記者の松本さんという方が入つております。

〇片島委員 広い意味が一人入つていただけですか。そういうことだからいかぬのです。ああいう人たちはいいところに行つてすわるから……。やはり一般のファンの中で非常に熱心な人たちがおるんですから、熱心なだけではない、前に行つてものをよく言わぬやうなのはあれですけれども、実際相当しつかりした者がおるわけですから、運営審議会の委員にファンをやはり入れるべきであると思ふのですが、どうですか。あれは何人だつたんですか。もつとファン代表の委員の数をここに増して、ファンの委員の要望を常に競馬の施行にあつて取り入れていく、こういう気持はないですか。

〇森茂政府委員 現在運営審議会は二十人の定員であります。十九人充員しておる現状でございます。

〇片島委員 ただいま畜産局長ではどうもはつきり御意見は言えぬと思ふので、私は大臣が見えてから、大臣にこういう根本的な問題についてはあらためてお聞きしたいと思ひます。きょうはこれで私の質問を終わります。

〇野原委員長 丹羽兵助君。

〇丹羽兵助委員 私は一点だけお尋ねしたいと思ひます。先ほど片島君の御質問にもあり、またどなたからも御質問が承りましたが、場外売場の問題について承りたい。先ほどの御質問のときに畜産局長から相当御答弁をいただいたのでしようけれども、もう少し聞きたいと思ふのです。まことに残念なことには私は競馬も競輪も行ったことがないのです。しいていへば昔の招魂祭に競馬を見たくらいで、その私が質問するのであるから、きわめて危険なことかと思ひますけれども、もし間違つておれば御訂正をお願いしたいと思ふのです。

今度の公営競技調査会の答申にも、いろいろと公営競技の競馬・競輪についての答申がなされております。また商工委員会の方では競輪についての改正法案が出ておる。そこで競馬法の目的についてどの人もどの人もお尋ねがある。私は、答申の中に書かれてありますように、こういう公営競技が社会的に好ましくない現象を起しておることも少なくない、また多くの批判を受けておる、けれども反面、関連産業の助長、社会福祉事業、スポーツの振興、特に地方団体の財政維持、これに貢献しておる。これはまあ局長も認めておいておる。私は競輪のことも競馬のことも今申し上げたようによく知りませんが、場外売場全体の売上高は相当額を占めておると思ふ。そうなりますと、馬の走るよき、スリルを今お話し願つたように見に行く人もあります。ところが、競馬場、競技場へ行かずに地方の町のまん中の場外売場で買つておる人がある。馬の走るよきなんとい

うものは全然考えない、そしてスリルも感じずにただ射幸心、ばくちをやろうというふうなつもりで札を買う人が多い。中には自分の馬に対する一つの考えから買われる人もありましようが、一体場外で買われる人は競技を見ようとか言わずにただ射幸心で相当な札を買うわけなんです。今も片島さんのお尋ねがあったのですが、局長さんは現地へ、競馬場へおいでになったことがあつたというお話をすけれども、一体あの町のまん中で札を売っておられますかという事なんです。私は今申し上げたことは相当違ふなと思う。全然馬に関心もなければ、畜産の振興に理解もなければ、ただサボってばくちをやる——ばくちと言つては悪いけれども札を買いに行く、こういうようなこととでございいますから、今日公営競技によつて身上をなくす——私の方では身上と言いますけれども、相当な富を失つて、家族全体が暗い生活をしておる、そういうのは相当鈍感に場外売場で買つて、大きな金を、今度は何とかならぬか、何とか今度は取り戻せないうか、それでだんだんと深みへ入つていっておると思う。こういう点を、公営競技なんかでも、あまり買い過ぎて泥沼に深入りをし過ぎて犯罪を起した、そういう者はほんとうに競技場へ行つて馬を見つづつていふことになつたのか、あるいは場外で買つてそういうことに入つたのか多いのか、犯罪事例から考へて御検討なさつたことがあるかどうか、こういうことを一つ聞いておきたいと思うのです。

それからもう一点は、先ほど片島さんのお尋ねにもありましたように、地方財政の金もつけと言つた方がいゝかもしれません、金もつけからいゝますれば、それはあゝいうものがなければ金もつけにならぬと思うのです。だからこれは大事なことでありましよう。金もつけという点からいけば非常に大事なことでございまいましようが、社会罪惡を起すことになつておる、こういうような場外売場を、一つ事競馬に關しては、競馬なんかと違ひますから、事競馬に關しては思ひ切つて廃止をして、先ほど局長さんのおっしゃいましたように真に競馬法にある振興ですが、こういうような点を浮き出していきたい、思ひ切つて一つやめてみたい、これくらい御決心がないものかと思ふ。私はほんとうに見ておるにせんけれども、競馬だつて競馬だつて見る者にしてみれば楽しみがあるのですから、やめる必要はこれはないかと思ふのです、場外売場は犯罪と社會の批判を受けるものになつておる。こういうときに、競馬と同じようなことをやつておらずに、畜産ぐらゐは違ふのだということを、一つすつきり錢もうけなんということを離れてやられる、踏み切つていくという考えを持つてほしいと思ふのです。こんなことを局長さんは簡単に言へぬかもしれせんけれども、もしあなたの御決意のほどを承らしていただければ大へんけっこうだと思ひます。その二点だけお伺ひいたします。

○森（公）政府委員 競馬のために身上をつぶした例といふこととございいます、競馬に限らず、競馬だけで身上をつぶしたか競輪と競馬で身上をつぶしたかは知りませんが、全般的な公営競技を通じてそれに熱中したために身上をつぶした例は聞いております。ただ場外馬券の例でございいます、場外馬券につきましても、特別な用があつて競技場に集しみにしてゐたのが行けない人がレースに参加できるという意味で勤勞態勢をそこなはないとか、あるいは一時私設馬券が非常に横行いたしました、私が、私設馬券の防止の面から相当効果があるとかいふような、場外馬券のいろいろな面を言う方もございまいけれども、いづれにいたしましても、場外馬券の現状の場所なり難題等の關係から、せつかく田園風景において自分の馬についてスポーツ的に楽しむという競馬のいい面が、一時場外馬券の方の現象の事例で非常に損をしておる、悪い面を非常に強調されておるといふ面が多い点でございいます。私といたしましては、あゝいう難題を継続していく限りむしろこれはやめるべきである。かりに場外にいたしましても、もつと芝生の広い、記録の充実した、かつテレビ等の放送でやや競馬場に行つたのに近い状況において、楽しくお茶を飲みながら味わえるという場所が提供できるならば別であります。私といたしましては、あゝいう難題状況が続く限り、競馬の利点が、逆に悪い面について非常に社會的に批判されておるといふ一つの問題でございいますので、充実した施設でない限りやめるべきだと思つております。

○丹羽（兵）委員 ただいま局長のお話を承りまして、私と考へ方はほとんど一致した意を強調しておりますが、現在の場外馬券といふものは局長の考へていらつしやるようなことはほとんどないのです。大衆がレースに加はるということは、札を買うということとでレースに加はることも考へられましようけれども、大衆娯樂といふのは全然考へられない。ただ一人で札をたくさん買つて血相を變えて当たらぬか当たらないか、ただ射幸心で、その当たらないか、当たらないことに一生懸命になつて、たといレースに加はらなくても、お茶を飲みつつテレビでもながめて、ゆつたりとして自分の買った馬の成績を見るというゆとりがあるとか、大衆の娯樂性といふものは全然どこへ行つたて見られない。しかし、今認めていらいつしやいますように、これが批判の中心になつておるのですから、少なくとも今後場外馬券制度を認めていけるように、もう少し説明のできるような施設をもつていかれるように進めていただきたいと強く要望して質問を終わらしていただきたいと思います。

○野原委員長 参考人各位には連日委員会に御出席下さいましてまことにありがとうございます。お引き取りをいただいてけっこうです。

○野原委員長 次に、畜産物の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。合成正君。

○倉成委員 畜産物の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行ないたいと思ひます。

まず、大臣の説明にありましたように、畜産部門が国民生活水準の向上と農産物の需要の変化に伴つて、今後非常に重要な部門に入つたわけでありますけれども、その環境の中で畜産物の價格安定法が昨年制定されました、農民はこれに對して非常な期待を持っておるわけでありましよう。今次の改正において、私は法律の内容について、この畜産物價格安定法の運用の二点についてお伺ひをしたいと思います。

そこでまず、法律の改正について、条文について質疑に入りたいと思ひますけれども、今次の改正におきまして政府は、従来の畜産物價格安定法の内容といたしまして畜産物の價格安定と乳業者の経営に必要な資金の調達を円滑にするほかに、畜産の振興に資するための事業に助成の道を開く、ということになつておるわけでありましようが、第一條を受けまして第三十八條の第六号に、学校給食の事業とそれから畜産物の流通の合理化ないし保管事業、あるいは畜産の経営もしくは技術の指導事業その他畜産の振興に資するための事業で農林省令で定めるものに経費を補助し、また当該事業に出資することと、いうことになつておるわけでありましよう。法律的に見ましてまず一点としてお伺ひしたい点は、畜産振興事業団は政府の出資団体であり、この政府の出資団体である畜産振興事業団が助成の対象とする団体は一体どういふものであるか。もつと具体的に申しますと、従来学校給食の事業は都道府県でやつております。そういうものと従来通りに学校給食の事業を都道府県でやらせるということになりますと、畜産振興事業団が都道府県に補助をするという格好になりますと、いわゆる行政法上の上級機關が下級機關に補助をするならぬか、あるいはあるが、あるいは同位機關にするのもわかるのでありますけれども、いわゆる畜産振興事業団という下級機關が地方公共団体、行

政法上いう上級機関に補助をするという格好になって、きわめておかしいものになってくると思うのであります。この点をどういうふうに解釈をしておられるか、お伺いしてみたいと思います。

○森(茂)政府委員 事業団は、政府の出資機関でございますが、政府機関であつても政府自身とは違うわけでありまして、都道府県を通じて、学校給食をやった工場に三合三円七十銭の補助をしたわけでありまして、今回は、事業団を使いまして、都道府県に学校給食の事業補助を委託いたしました。現在は都道府県が中小企業等の学校給食をやった事業者に補助しておりますが、その事業を都道府県に委託いたしました。今回はやるといふわけで、事業団が都道府県に補助することはやめまして、ただ実質的に学校に關する負担關係は同様になります。

○倉成委員 従来国が都道府県に補助しておつたのを今度は委託事業に切りかえる、これは行政法上のいろいろな問題点があつて、自治省その他お打ち合わせの結果と思つてあります。が、そういった結果と、補助事業が委託事業になった場合に、行政法上どういふ差異が出てくるかというのを一つ伺いたいと思います。

○森(茂)政府委員 行政法上の差異は、委託事務の執行について都道府県が事業団の委託を受けているということでございますので、かわつて補助するということ、国から都道府県、都道府県から相手方ということ、国の今までの立場が、国から出る補助金が間接に都道府県を通じて補助されたもの

のが、事業団から、たとい都道府県に委託するにしても、直接相手方に補助されるという關係になります。

○倉成委員 實はただいまの御答弁では明確でないわけですが、もう少し率直に申しますと、事業主体が従来は都道府県になつておつたけれども、今度は委託事業ということになりますと、学校給食の事業は事業団が事業主体になるのが行政法上の効果だろうと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○森(茂)政府委員 その通りでございます。○倉成委員 ただいまの点は、今後の運営の点、この学校給食の事業がいかに行なわれたかという点について、従来は都道府県が責任を持っておつたけれども、事業団が責任を持つてやるといふ意味において非常に重要な意味を持つと私は思いますので、これらの点についての御検討はもう一度しっかりやつておいていただきたいと思います。

次の問題としてしまして、この事業団で今度追加されました業務につきましては、国の事業と競合する部門が實際問題として出てくるのではないかと。もちろんこの事業団の事業の活動は、事業団の出資金あるいは交付金、こういうものによつて制約を受けてくるわけでありまして、まずこの活動できる根拠でありまして交付金についてお伺いしてみたいと思います。

そこで、交付金については、この法律の改正案によりまして、第五十四条の二で「政府は、予算の範囲内で、第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。」となつております

が、三十七年度予算において、この交付金の額は、この法律の条文に基づいてどうなつておるかということをお伺いしたい。

○森(茂)政府委員 第五十四条の二の規定によりまして、「政府は、予算の範囲内で、」ということでございますので、この法律の規定によりまして、昭和三十三年年度の交付金の額は、十億円でございます。

○倉成委員 私はこの競馬法の改正の論議の際に、中央競馬会の国庫納付金の問題に触れたことがございますが、この国庫納付金の額と今度の五十四条の二の交付金、これとの關係はいかになつておるか、伺いたいと思います。

○森(茂)政府委員 地方競馬の交付金は、地域的な畜産振興に充てる——主として都道府県の御意見も伺ひまして充てるということでございます。事業団の交付金は、全国的な規模で畜産振興に必要な事業に充てよう、こういうことで、考え方としては、全地域的と地方的というところで区分けをいたしておるわけでありまして、具体的な事業としては、ここに掲げられたような事業で予算上措置しにくいという事業について補助あるいは助成、出資等をいたしまして畜産振興に充てようということでございます。

○倉成委員 ただいまの御答弁は私の質問の趣旨と少し違つておるわけですが、中央競馬会の国庫納付金の額とこの五十四条の二による交付金の額とはどういふ有機的な關係があるか、またこの中央競馬会法その他の法律の条文に照らして、この畜産振興事業団あるいは畜産物価格安定法との關係はどうなつてお

るかというその有機的な關係を、具体的な数字も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 中央競馬会法第三十六條と畜産物の価格安定等に関する法律の今回の改正案と、条文的には直接明文をもつて関連はないとておりません。ただ予算措置をする場合におきまして、交付金等を重要な因子としてしまして、私どもはこの予算を確保するということの考え方でございます。

○倉成委員 具体的な数字を、国庫納付金の額が幾らであり、今回の事業団に対する交付金が幾らであつて、その内容についてどういふふうになつておるか……。

○森(茂)政府委員 国庫納付金の予定歳入見積額は、三十七年度は三十四億でありまして、大体考え方としては、三十三年度の規定で、予算の定むるところによりまして、概算でいまして、その規定金額の相当部分に、その条項に基づきまして本法において予算の範囲内でいうことで予算措置をせんとするものであります。

○倉成委員 担当畜産局長としては、この中央競馬会法の条文——もちろんこれについてこまかい細部の規定はございませぬけれども、この制定の趣旨、それからこの交付金を今後継続的に確保していくという意味において、確かに申し上げた通り明文的な関連規定はございません。しかし、少なくとも有機的な關係がなければならぬ意味において質問をしておるわけでありまして、もう少しその経過なり、あるいは実際の交付金がきまつたいき

さつについて御説明をしていただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 日本中央競馬会法の制定にあたりまして三十三年度の規定が明文化されて、特に実質的にその予算を確保するということ、われわれといたしましては競馬会法の通過以来、毎年畜産振興費の確保に努力して参つておるわけでありまして、ただ、直接的にそういう一般会計に入つてしまふものから、空文論も起こつておるわけでありまして、その意味におきまして、約三十四億の——当時、予算折衝中は約三十億でございましたが、三十億前後のもの少なくとも半額は毎年その額を予定いたしました。予算折衝の態度といたしましては約半額は毎年畜産振興事業団に確保してもらいたい、そういうことであります。従ひましてそういう方針で私ども考えておりますので、財政当局と十分努力して、その確保に毎年努力していく義務が、本年度から、行政官的には折衝過程からいひまして発生しておるというふうな心得ております。

○倉成委員 大蔵省との折衝過程において、大蔵省は取り込みますとなかなか出したがらないわけでありまして、こういう経過になつたことはよくわかるわけでありまして、この十億の額というのは、来年度以降どうなるかというところが非常に重要な問題ではないかと。申しますのは、少なくとも畜産振興の事業、あるいは学校給食の事業といふものは思ひつきの、一時的にやるべきものではなくして、計画的に、継続的にやつていかなければならぬ。そういう意味においてこの点を申し上げておるわけでありまして、来

